

第25号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1号表中「1,280,000円」を「1,240,000円」に、「1,000,000円」を「970,000円」に、「670,000円」を「650,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「80万円」を「775,000円」に改め、同条第2項中「100万円」を「970,000円」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条中「80万円」を「775,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第4条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「225,000円」を「222,000円」に、「185,000円」を「183,000円」に、「38,400円」を「37,200円」に、「32,000円」を「31,000円」に、「270,000円」を「266,000円」に、「105,000円」を「104,000円」に、「160,000円」を「158,000円」に改める。

第3条第1項中「13,000円」を「12,800円」に改め、同条第3項中「11,000円」を「10,900円」に改める。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第5条 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6,000円」を「5,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。